

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案の新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次（略）

目次（同上）

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一 十九の四（略）

一 三十一の四（同上）

十九の五 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の五 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の六 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限值が〇・二マイクロワットのもの

十九の六 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限值が〇・二マイクロワットのもの

十九の六の二 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの携帯基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の六の二 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの携帯基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の六の三 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限值が〇・二マイクロワットのもの

十九の七 十九の八（略）

十九の九 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の九 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の十 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限值が〇・二マイクロワットのもの

十九の十 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限值が〇・二マイクロワットのもの

十九の十の二 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの携帯局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の十の二 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの携帯局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の十の三 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの携帯局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限值が〇・二マイクロワットのもの

十九の十一 設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条

十九の十一 設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条

十九の十一 設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条

件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備十九の十一の二 設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの携帯局の無線設備二十〜三十一の四 (略)

三十一の五 設備規則第四十九条の二十五の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備三十二〜六十二 (略)

## 2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) (2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

【別紙3—1)のとおり】

注1〜21 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)

別表第二号〜別表第六号 (略)

様式第一号〜様式第六号 (略)

件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備二十〜三十一の四 (同上)

三十二〜六十二 (同上)

## 2 (同上)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) (2) (同上)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

【別紙3—2)のとおり】

注1〜21 (同上)

イ・ウ (同上)

二・三 (同上)

別表第二号〜別表第六号 (同左)

様式第一号〜様式第六号 (同左)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

様式 (略)

注1～4 (略)

特定無線設備の種類別	記号
(略)	
第2条第1項第19号の6に掲げる無線設備	A V
第2条第1項第19号の6の2に掲げる無線設備	P T
第2条第1項第19号の6の3に掲げる無線設備	Q T
(略)	
第2条第1項第19号の10に掲げる無線設備	E V
第2条第1項第19号の10の2に掲げる無線設備	R T
第2条第1項第19号の10の3に掲げる無線設備	S T
(略)	
第2条第1項第19号の11に掲げる無線設備	F V
第2条第1項第19号の11の2に掲げる無線設備	T T
(略)	
第2条第1項第31号の4に掲げる無線設備	E X
第2条第1項第31号の5に掲げる無線設備	U T
(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の証明規則の規定により次の表上欄に掲げる無線設備として技術基準適合証明を受けた特定無線設備又は工事設計認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備は、それぞれ同表下欄に掲げるこの省令による改正後の証明規則の規定により技術基準適合証明を受けた特定無線設備又は工事設計認証を受けた工事設計に基づく

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

様式 (同左)

注1～4 (同左)

特定無線設備の種類別	記号
(同左)	
第2条第1項第19号の6に掲げる無線設備	A V
(同左)	
(同左)	
第2条第1項第19号の10に掲げる無線設備	E V
(同左)	
(同左)	
第2条第1項第19号の11に掲げる無線設備	F V
(同左)	
第2条第1項第31号の4に掲げる無線設備	E X
(同左)	

く特定無線設備とみなす。

第二条第一項第十九号の五の無線設備	第二条第一項第十九号の五の無線設備
無線設備	無線設備
第二条第一項第十九号の六の無線設備	無線設備
無線設備	無線設備
第二条第一項第十九号の九の無線設備	無線設備
無線設備	無線設備
第二条第一項第十九号の十の無線設備	無線設備
無線設備	無線設備
第二条第一項第十九号の十一の無線設備	無線設備
無線設備	無線設備

3 この省令の施行の日より前になされた前項の表上欄の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、この省令による改正後の証明規則の規定による同表下欄の無線設備に係る技術基準適合証明又は工事設計認証の求めがあつたものとみなす。

別紙 3 - 1

受信装置		送信装置				一装置					
	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数	二試験項目		
	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	定周波数発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又はバンドメーター又はスペクトル分析	周波数計又はスペクトル分析器	三測定器等		
(略)	○	○		○	○	○	○	○		備設線無の六の号九十第項一第条二第	
	○	○		○	○	○	○	○		備設線無の二の六の号九十第項一第条二第	
	○	○		○	○	○	○	○		備設線無の三の六の号九十第項一第条二第	
	(略)										
	○	○		○	○	○	○	○		備設線無の十の号九十第項一第条二第	
	○	○		○	○	○	○	○		備設線無の二の十の号九十第項一第条二第	
	○	○		○	○	○	○	○		備設線無の三の十の号九十第項一第条二第	
	(略)										
	○	○		○	○	○	○	○		備設線無の十一の号九十第項一第条二第	
	○	○		○	○	○	○	○		備設線無の二の十一の号九十第項一第条二第	
	(略)										
	○					○	○	○	○		備設線無の五の号一十三第項一第条二第
	○	○			○	○	○	○	○		備設線無の号二十三第項一第条二第
	(略)										

四 特定無線設備の種類

別紙 3 - 2

受信装置				送信装置				一装置			
(略)	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数	二試験項目	四 特定無線設備の種別	
	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器 又はスペクトル分析器	定周波数発振器、 スプリアス電力計又は スペクトル分析器	擬似音声発生器又は バンドメーター又は スペクトル分析	スペクトル分析器 又は 周波数計又は スペクトル分析器	三測定器等		
	○	○		○	○	○	○	○	備設線無の六の号九十第項一第条二第		
	(略)				(略)						
	○	○		○	○	○	○	○	備設線無の十の号九十第項一第条二第		
	(略)				(略)						
	○	○		○	○	○	○	○	備設線無の一十の号九十第項一第条二第		
	(略)				(略)						
	○	○		○	○	○	○	○	備設線無の号二十三第項一第条二第		
	(略)				(略)						